ロ　充てん液を加えたものにあっては、イに規定する表示の文字の次に「・」を付して充てん液の種類の名称を果実のみを詰めたものにあっては表1、それ以外のものを詰めたものにあっては表2に掲げる表示の方法により表示する。

ハ　充てん液を加えていないものにあっては、イに規定する表示の文字の次に「・」を付して「ドライパック」と表示することができる。

ニ　イの規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあっては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を表示しないものにあっては「アスパラガス・水煮（色混合）」と表示し、グリンピースのもどし豆にあっては「グリンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と表示し、マッシュルーム（ホワイト種のものを除く。）にあっては「マッシュルーム（ホワイト種）」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を表示し、もにあっては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に表示し、なしにあっては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に表示すること。

表1

充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
1　水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したものを搾汁の状態に戻したものを含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項においてじ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と表示する。
2　果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と表示する。
3　果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ（水入り）」と表示する。
4　水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものに砂糖類を加えたもの	
可溶性固形分が十四パーセント以上十八パーセント未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）」と表示する。
可溶性固形分が十八パーセント以上二十二パーセント未満の場合	「シラップづけ（ライト）」と表示する。
可溶性固形分が二十二パーセント以上の場合	「シラップづけ（ヘビー）」と表示する。
5　果実の搾汁に砂糖類を加えたもの	
可溶性固形分が十四パーセント以上十八パーセント未満の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラライト）」と表示する。
可溶性固形分が十八パーセント以上十四パーセント未満の場合	「果汁づけ（加糖・ライト）」と表示する。
可溶性固形分が二十二パーセント以上の場合	「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と表示する。
6　果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの	
可溶性固形分が十四パーセント以上十八パーセント未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）（果汁入り）」と表示する。
可溶性固形分が十八パーセント以上二十二パーセント未満の場合	「シラップづけ（ライト）（果汁入り）」と表示する。
可溶性固形分が二十二パーセント以上の場合	「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と表示する。
7　1から6まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を表示する。

表2

充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
1　水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と表示することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と表示する。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあっては、「水煮」の用語を省略することができる。
2　水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と表示する。
3　バター、ソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と表示する。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と表示することができる。
4　1から3まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を表示する。

二　農産物の加工品又は精米を詰めたもの

「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。